

兵庫県における 保険料水準の統一に向けた本市の対応について

洲本市 市民生活部 保険医療課

目 次

- 1． 兵庫県国民健康保険運営方針について
- 2． 兵庫県における保険料(税)及び一部負担金に係る減免基準について
- 3． 任意給付（結核医療付加金）の廃止について

1.兵庫県国民健康保険運営方針について

国民健康保険においては、運営が不安定なものとなりがちな制度の改善を図るため、平成30年度に、国による財政支援の拡充と財政運営の都道府県単位化を主な内容とする制度改革が行われました。この改革が目指すところのひとつは、都道府県内の市町村における保険料水準の統一であり、兵庫県及び県下41市町では、同じ所得水準、同じ世帯構成であれば同じ保険料とする「保険料率の完全統一」を目指して、平成30年度以降、さまざまな取組を進めてきました。また、令和6年から11年度までの第3期計画において、市町の標準保険料率への移行目安時期を令和9年度とすること、保険料率の完全統一を原則令和12年度とすることが明記されました。

現在は、保険料水準統一の時期を定め、統一後の事業のあり方について県と市町で詳細な協議を行うとともに、統一の達成に必要な事項に取り組んでいるところです。

1.兵庫県国民健康保険運営方針について

令和7年度
洲本市国民健康保険運営協議会資料

兵庫県国民健康保険運営方針について

Hyogo Prefecture

(令和5年度第1回兵庫県国民健康保険運営協議会資料)

国民健康保険運営方針(第3期：R6～R11年度)の策定

● 国保運営方針とは

- ・ 国保の共同保険者である県と市町が共通認識のもと、一体となって**国保財政運営の安定化、事務の標準化、共同化及び効率化**を推進するための方向性及び取組を定めたもの
- ・ 根拠法令 国民健康保険法第82条の2

厚労省が示す策定要領に即しながら、本県の状況を踏まえて策定

● 必須の記載事項〔国保法に規定〕

- (1) 国保の医療費、財政の見通し
- (2) 市町の保険料の標準的な算定方法及びその水準の平準化に関する事項
- (3) 保険料の徴収の適正な実施に関する事項
- (4) 保険給付の適正な実施に関する事項
- (5) 医療費適正化に関する事項
- (6) 市町が担う事務の効率化、広域化の推進に関する事項

※ 上掲部分は国保法改正(R6.4.1施行)により必須化
※ 詳細は厚労省が策定要領にて提示

● 兵庫県国保運営方針の沿革

H30年度
：
R2年度

第1期

● 制度の円滑な移行

- ・ 所得・被保険者数・世帯数に応じた納付金算定 (H30～)
- ・ 算定方式(3方式)、応能割・応益割合の決定 (H30～)
- ・ 標準的な賦課限度額の決定 (H30～)

R3年度
：
R5年度

第2期

● 段階的な統一

- ・ **納付金ベースの統一**(納付金算定時に医療費水準未反映・収納率反映) (R3～)
- ・ 個別経費・個別公費(全体)の段階的相互扶助化 (R5～R9)
- ・ 県国保財政安定化基金を活用した激変緩和措置 (R5～R12)
- ・ 「兵庫県における保険料水準の統一に向けたロードマップ」策定 (R4.11)

R6年度
：
R11年度

第3期

● 統一に向けた取組の加速化

- ・ **保険料率の完全統一(標準保険料率統一-R9、市町保険料率完全統一-R12)**
- ・ マイナンバーカードと被保険者証の一体化(R6.12.2～)に伴う事務の方針や標準的な運用の検討
- ・ 保険料等減免・任意給付の取扱いについて、検討の方向性を追記
- ・ 全市町が必ず取り組む保健事業5項目(受診勧奨、重症化予防等)と共通の評価指標を設定

今回の改定

運営方針に落とし込み

3年目途中で
中間見直し

○標準保険料率の統一
(各市町の標準保険料率への移行目安時期)

⇒ **令和9年度**

○保険料率の完全統一
(標準保険料率への全市町移行完了)

⇒ **原則令和12年度**

1.兵庫県国民健康保険運営方針について

令和8年度中の改正内容

○兵庫県における保険料(税)及び一部負担金に係る減免基準の統一に伴う条例等の改正

○任意給付（結核医療付加金）の廃止に伴う条例改正

2.兵庫県における保険料(税)及び一部負担金に係る減免基準について

概要

- ▶ 保険料（税）及び一部負担金の減免については、各市町において法令や国の通知に基づき条例や要綱で基準を定め、被保険者の生活実態等に即して適切に運用が行われています。令和9年度に標準保険料率の開始、令和12年度に完全統一の予定のため、全市町が統一基準に基づいて減免を行うことを目指すこととし、令和5年度に県内14市町で構成する減免統一検討チームを設置するなど、統一基準の策定や運用の開始に向けた検討や協議を行ってきたところ、令和7年3月に、統一基準に基づいて減免を行うことについて、全市町で合意しました。引き続き、令和9年度までに全市町で統一基準による減免を実施、令和12年度に市町独自の減免の廃止（市町長が特別に認めるものを除く）を目指し、全市町での合意形成に向けて、議論を進めております。

【本市の対応】

- ▶ ・ 洲本市国民健康保険税の減免に関する規則の改正
- ▶ ・ 洲本市国民健康保険一部負担金の減免及び徴収猶予取扱要綱の改正

2.兵庫県における保険料(税)及び一部負担金に係る減免基準について スケジュール

- ・令和 8年 8月24日 : 第1回洲本市国民健康保険運営協議会開催（事前説明）
- ・令和 8年10月下旬 : 県より条例参考例、規則参考例の提供
- ・令和 8年12月 : 洲本市国民健康保険税の減免に関する規則の改正
: 洲本市国民健康保険一部負担金の減免及び徴収猶予取扱要綱の改正
- ・令和 9年 1月 : 第2回洲本市国民健康保険運営協議会開催（報告）
- ・令和 9年 2月 : 各医療機関・市民への周知

3.任意給付（結核医療付加金）の廃止について

結核付加金制度の概要

1. 結核の歴史と公費負担の始まり

- ▶ **背景:** 明治～昭和20年代、結核は日本の死因トップ。
- ▶ **1951年:** 「結核予防法」が制定され、国の本格的な対策がスタートしました。
- ▶ **支援:** 患者の負担を減らすため、医療費の大部分（通院は95%）を国がカバーする公費負担制度ができました。

2. 医療費ルールの変更と「付加金」の誕生

- ▶ **1995年:** 結核予防法が改正され、「公費優先」から「医療保険優先」に変わりました。
- ▶ **付加金の創設:** この変更による患者の負担増を防ぐため「結核付加金」が作られました。
- ▶ **負担割合:** 保険70%、公費25%、**自己負担5%（自治体の助成あり）**という仕組みになりました。

3. 法律の統合（2007年）

- ▶ **2007年4月:** 結核予防法が廃止され、「感染症法」へ統合されました。
- ▶ **現在:** 結核は他の感染症と同じ枠組み（第二類感染症）で管理されています。

3.任意給付（結核医療付加金）の廃止について

洲本市の結核医療付加金

- ▶ 洲本市国民健康保険条例第8条に基づき、結核医療を受けるときは、その医療に要する費用の額のうち当該被保険者が負担すべき額に相当する額を結核医療付加金として支給すると規定されています。

- ▶ 洲本市国民健康保険条例【抜粋】

第8条 被保険者が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第37条の2の規定により、医療を受けたときは、その医療に要する費用については、結核医療付加金として一部負担金相当額を支給する。

3.任意給付（結核医療付加金）の廃止について

結核医療付加金の実績

年度	予算額	給付件数	支給額
令和7年度	50,000円	0件	0円
令和6年度	50,000円	0件	0円
令和5年度	50,000円	3件	1,673円
令和4年度	50,000円	12件	7,180円
令和3年度	50,000円	3件	3,429円

3.任意給付（結核医療付加金）の廃止について

結核医療付加金を廃止する理由

全国的な動き

- ・現在、結核患者の医療費は国保と公費で大部分が賄われますが、残りの自己負担分を自治体独自の「付加金」として支給されてきました。
- ・近年では、制度の持続可能性や都道府県単位での国民健康保険制度の安定化（標準保険料率の統一など）を図る観点から、全国的にこの任意給付を廃止する動きが進んでいます。

兵庫県の動き

兵庫県と各市町において兵庫県下における将来の保険料のあり方について議論を行い、『兵庫県における保険料水準の統一に向けたロードマップ』を策定しており、その中で、県下各市町の保険料率の完全統一を実現するにあたり、市町ごとのサービスの標準化を行い、市町間のサービスの公平性を確保するため、令和8年度末までに廃止するとされました。

- ・結核の罹患率や死亡率が高かったが、戦後、ワクチンや生活水準の向上により、感染者数、死亡者数や死亡率が低下しており、対象者が減少している。
- ・結核医療付加金がなくとも、医療費については保険者と都道府県が100分の95に相当する額を負担しており、通常の医療よりも負担が少ない。

以上の理由により、医療付加金（結核）を廃止するものとします。

3.任意給付（結核医療付加金）の廃止について

スケジュール

- ・令和 8年 8月24日 : 洲本市国民健康保険運営協議会開催（廃止について説明）
- ・令和 8年12月 : 国保条例改正（結核付加金廃止）議案提出
- ・令和 9年 2月 : 各医療機関・市民へ周知

